

設計住宅性能評価

■ 設計評価料金 = ① 住棟料金 + (② 基本料金 + ③ 選択料金) × 住戸数

(税抜金額、単位：円)

設計住宅性能評価料金		① 住棟料金				② 基本料金	③ 選択料金
		長期使用構造等確認【無】		長期使用構造等確認【有】		(必須4分野)	(選択項目)
		階数		階数		構造・劣化 維持管理・温熱	火災・空気・光視 音・高齢者・防犯
		3以下	4以上	3以下	4以上		
製造者認証活用	(構造・劣化)	90,000	100,000	100,000	110,000	4,000	800 /分野
	(構造)	110,000	120,000	120,000	130,000	(8-1, 8-2を選択する場合 基本料金にそれぞれ +2500円)	

(構造\*) : 「製造者認証活用」で(構造)のみ活用。従前の(劣化)のみは活用不可のため(製造者認証活用なし)の料金適用

加算/減額		金額	適用条件等
加算	紙申請	2,000	1申請につき
	電子交付に加えて紙面発行	2,000	1申請につき
	「省エネ計算」で「住棟評価」	100,000	全住戸のエネルギー削減量の合計で評価した場合(共用部の有無に係わらない)
	省エネ適判加算(コース②)	50,000	設計評価と併せて省エネ適判業務を申請し確認済証の交付を受ける場合に加算。 ※変更設計の場合も同様に加算。
減額	評価対象住戸数が1住戸のみの場合	最大減額率50%	併用及び長屋等は除く

変更等		金額	適用条件等
変更設計	通常	当初の1/2の額	長期使用構造等確認を行った場合にはそれも含む。印刷加算は適用しない。
	住戸内部のみの変更	10,000	1住戸当たり
軽微変更該当証明 (長期)	住棟に係る変更	10,000	住棟と住戸両方に係る場合は合算した金額
	住戸に係る変更	住戸料金×変更住戸数 (以下、住戸料金)	
	・29戸以下の場合	2,000	
	・30戸以上99戸以下の場合	1,500	
	・100戸以上199戸以下の場合	550	
	・200戸以上の場合	500	

その他		料金	適用条件等
再交付	誤記訂正を伴わないもの	5,000	再交付の申請日を基準とする。
	誤記訂正を伴うもの	10,000	

建設住宅性能評価

■ 建設評価料金 = ① 住棟料金 + (② 基本料金 + ③ 選択料金) × 住戸数 + 階数割増料金 + 出張費

(税抜金額、単位:円)

建設住宅性能評価料金		① 住棟料金		② 基本料金	③ 選択料金
		階数		(必須4分野)	(選択項目)
		3以下	4以上	構造・劣化・維持管理・温熱	火災・空気・光視音・高齢者・防犯
製造者認証活用	(構造・劣化)	90,000	100,000		
	(構造)	110,000	120,000		

(構造\*):「製造者認証活用」で(構造)のみ活用。従前の(劣化)のみは活用不可のため(製造者認証活用なし)の料金適用

加算/減額		金額	適用条件等
加算	階数割増料金	80,000	階数(地階含む)が17以上の場合、住棟料金に80,000円を7層ごとに加算
	紙申請	2,000	1申請につき
	電子交付に加えて紙面発行	2,000	1申請につき
	建設評価引受後、変更設計により建設評価の評価項目を増やす場合	1,000 /分野	8-1, 8-2を選択する場合左記の料金にそれぞれ+2500円

変更等		金額	適用条件等
変更建設		当初の合計(※)の1/2の額又は、評価対象住戸1戸あたり80,000円のいずれか安い料金	出張費加算
			(※)住棟料金、基本料金及び選択料金の合計

その他		料金	適用条件等
再検査		80,000	出張費加算
追加検査		80,000	出張費加算
リモート検査		別途見積もり	出張費加算
再交付	誤記訂正を伴わないもの	5,000	再交付の申請日を基準とする。
	誤記訂正を伴うもの	10,000	

長期優良住宅に係る長期使用等確認

■ 長期使用等確認料金 = ① 住棟料金 + ② 住戸料金 × 住戸数

(税抜金額、単位:円)

長期使用構造等確認	①住棟料金		②住戸料金
	階数		
	3以下	4以上	
製造者認証活用 (構造・劣化)	100,000	110,000	4,000
(構造)	120,000	130,000	

(構造\*):「製造者認証活用」で(構造)のみ活用。従前の(劣化)のみは活用不可のため(製造者認証活用なし)の料金適用

加算/減額		料金	適用条件等
加算	紙申請	2,000	1申請につき
	電子交付に加えて紙面発行	2,000	1申請につき
	「省エネ計算」で「住棟評価」	100,000	全住戸のエネルギー削減量の合計で評価した場合 (共用部の有無に係わらない)
	省エネ適判加算(コース②)	50,000	長期使用構造等確認申請と併せて省エネ適判業務を申請し確認済証の交付を受ける場合に加算。※変更長期の場合も同様に加算。

変更等		料金	適用条件等
変更長期	通常	当初の1/2の額	ツール等利用減額・印刷加算は適用しない。 >評価手法や計算ルートなど大規模な変更の場合及び、 竣工後の増改築・リフォーム等による変更の場合 >評価一体申請で竣工後の変更の場合 >当初に適合証を交付した場合
	竣工後の床面積の変更を伴う増改築リフォーム等による変更	上記の料金	
	住戸内部のみの変更	10,000	1住戸当たり
軽微変更 該当証明	住棟に係る変更	10,000	住棟と住戸両方に係る場合は合算した金額
	住戸に係る変更	住戸料金 × 変更住戸数 (以下、住戸料金)	
	・29戸以下の場合	2,000	
	・30戸以上99戸以下の場合	1,500	
	・100戸以上199戸以下の場合	550	
	・200戸以上の場合	500	

その他		料金	適用条件等
再交付	誤記訂正を伴わないもの	5,000	再交付の申請日を基準とする。
	誤記訂正を伴うもの	10,000	